
「令和7年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレート研究開発等
事業(メタンハイドレートの研究開発)」の内、
「志摩半島沖における詳細海底地形・地質調査」
参加意思確認公告
(No. JMH-25-001)

令和7(2025)年 1月10日

日本メタンハイドレート調査株式会社

日本メタンハイドレート調査株式会社(以下、「JMH」という)は、経済産業省より委託を予定されている「令和7年度国内石油天然ガス地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業(メタンハイドレートの研究開発)」の一環として実施する「志摩半島沖における詳細海底地形・地質調査」について適切に遂行可能な外注先の選定を始めます。

本参加意思確認公告は、下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で行うものです。

記

1. 業務名称

志摩半島沖における詳細海底地形・地質調査(以下、「本業務」という)

2. 契約及び業務実施期間(予定)

契約締結日(令和7(2025)年4月)～令和8(2026)年2月28日

3. 業務内容

砂層型メタンハイドレート開発の商業化に向けて、志摩半島沖で海洋産出試験の実施が想定されている。この海洋産出試験では、海底面に大型のサブシー機器を配置する可能性がある。

本業務は、想定されている海洋産出試験の機器設計のため、志摩半島沖でAUV(Autonomous Underwater Vehicle)を用いた詳細海底地形・地質調査を実施するものである。

(1) 調査海域

調査海域は、志摩半島沖の2海域とし、それぞれ約18.1km²(4.4km×4.1km)、約63.2km²(8.1km×7.8km)の範囲とする。なお、両海域は約5km離れている。

(2) 調査手法

AUVを用いて海底面近傍から以下に示す調査機器により詳細海底地形・地質調査を実施する。

調査名	調査機器
詳細海底地形調査	マルチビーム音響測深機(MBES: Multibeam Echo Sounding)
海底面状況調査	サイドスキャンソナー(SSS: Side Scan Sonar)
浅層地質構造調査	サブボトムプロファイラー(SBP: Sub-bottom Profiler)
その他	詳細海底地形地質調査に必要な水温調査など

(3) 海域調査期間

2025年11月～12月(予定)

(4) 特記事項

- ・ AUV母船の傭船、艀装を含む
- ・ 地元調整、漁業調整を除く、調査に係る諸手続きを含む
- ・ 取得したデータによる地質的解釈は含まない

尚、上記業務内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

4. 参加資格

(1) AUVを用いた海洋調査の実績(自社作業や受託作業等を含む)を有すること。

- (2) 債務超過又はそれに類する状態(ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く)にないこと。
 - (3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
 - (4) 現在、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。
- 尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

5. 提出書類・提出方法

上記4.の参加資格を満たし、本業務を実施することを希望する場合、以下の要領に従い書類を提出してください。

(1) 提出書類(E-mailでの送付も可)

- ① 参加意思確認書(書式は問いません。)
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ④ 『4. 参加資格(1)』に記載した調査実績を有することを示す資料

(2) 提出書類送付先

〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F
日本メタンハイドレート調査株式会社
総務部資材グループ
E-mail: tender.admin@jmh.co.jp

(3) 提出期日

令和7(2025)年1月24日(金)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

(4) 本公告に関する問い合わせ

令和7(2025)年1月17日(金)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mailにより問い合わせ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を再委託するものとなります。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、350,000,000円(税抜)です。

以上